

## 山口大学教職員組合と山口大学との団体交渉（2017年12月13日実施）での「回答」 を踏まえ、3月分給与で一時金（勤勉手当0.05ヶ月分相当）が支給されました！

山口大学は、2016年に続いて勤勉手当の0.1ヶ月分引上げ（人事院勧告）を0.05ヶ月「値切る」という不当な対応を決めていましたが、このほど組合の要求に応じて6月期勤勉手当0.05ヶ月分相当額を3月分の給与で追加支給しました。

これは、昨年12月13日（水）午後に行った団体交渉の中で、退職金支給率の引下げは労働条件の不利益変更であり、勤勉手当引上げ分の「値切り」は1年前に続いて山口大学が続けてきた「人勧準拠」の方針からも逸脱したものであると厳しく批判したことに押されて、田中人事労務担当副学長が「年度末の予算執行状況を踏まえて、追加支給できないか前向きに検討したい」と回答したことを踏まえて実現した措置です。



**「2年続けてボーナス値切りは認められない」「年度末の予算状況を見て再検討を！」**

**「退職金引下げは労働条件の不利益変更」「代償措置の提示もないまま一方的に実施**

**することは労働契約法上も許されない」～団体交渉での組合の主張**

団体交渉は、12月6日の組合への就業規則改正説明の内容を踏まえて、組合が12月7日に提出した「就業規則の一部改正案に関する団体交渉申入れ（2頁参照）」を受けて行われたもので、組合側は鴨崎委員長の他、滝野副委員長・三原書記次長等8名が参加。大学側は田中人事労務担当副学長・中島総務部長・久保総務部特命担当課長・梅田人事課長等7名が対応しました。

給与決定規則改正案は、勤勉手当支給率の引上げを12月期分のみとし、6月期分の0.05ヶ月分引上げは2016年度分同様に実施しないというもので、国立大学法人化後一貫して「人勧準拠が原則」として給与等の引上げも引下げも「国家公務員準拠」で実施しておきながら、「厳しい財政事情」を楯にとりて2年続けて「ボーナス」引上げを値切るというものです。

退職金支給水準の引下げは「2本立て」であり、一つは国家公務員の退職金支給率を民間との格差是正として、5年前の大幅引下げ（104/100⇒98/100⇒92/100⇒87/100）に続いて、83.7/100に引き下げるというもので、一人当たりの引下げ額は今年度の場合80万円にも及ぶものです。もう一つは大学教員への支給率について、63才を超えた後も勤続年数に応じて上昇する運用を行っていたものを、「大学の持ち出しが毎年2,000万円程度あり財政事情からこれ以上続けることが困難となったため、これを廃止する」というものです。

組合はいずれも到底容認できないと主張しました。

**組合の声に押された「年度末に前向き検討」の具体化～数千万規模の予算捻出で**

「追加支給を前向きに検討」は、組合の声に押されて回答されたもので、その後、2月20日（火）に総務部特命担当課長及び人事課長から、「団体交渉で前向き検討を約束したことを踏まえて財務の協力も得て財源捻出に努めた結果、これを実施できる見通しが立った」との「報告」がありました。その後、役員会での最終決定、部局長会議への報告・了承を経て（3頁参照）、実施の運びとなったものです。一人当たりの支給額は1万円～3万円程度となり、財源としては、数千万円規模となります。



**こうした組合のとりにくみは組合員の皆さんの組合費で支えられています。組合がなければ、不満や要求があっても、一人では大学に伝える術はありませんし、労働条件を守ることもできません。是非、組合にご加入ください！**

2017年（平成29年）12月7日

山 口 大 学  
学 長 岡 正 朗 殿

山口大学教職員組合

執行委員長 鴨崎 義春



### 「就業規則の一部改正（案）」に関する団体交渉申し入れ

このことについて、12月6日（水）に当組合に対して明年1月1日付けでの「就業規則の一部改正について（案）」を説明いただきましたが、職員給与決定規則一部改正案は人勸準拠としながら、勤勉手当の引き上げについては昨年と同じく一部準拠とされており、退職手当規則一部改正案（退職手当支給水準の引き下げ及び63歳を超えて退職する大学教育職員の退職手当支給）はいずれも支給額を引き下げる不利益変更を求めるものとなっております。つきましては、これらの改正案についての団体交渉の場を速やかに設定されるよう申し入れます。

その際、「厳しい財政事情」とされている根拠を示す財政資料及び教職員への影響額資料の提示と併せて、退職手当支給水準を引き下げた場合の年俸制教員の年俸額の取り扱いに関する具体案の提示を求めます。

なお、併せて説明されました「旅費規則の一部改正」については外国等での勤務地区の新設及び廃止に伴うものであること、「勤務時間等規則の一部改正」については教育学部各附属学校園の副校長等の勤務時間を本来のあり方に即して改正するものであることから、いずれも特に団体交渉の議題とすることを要しないことを申し添えておきます。

議題名	勤勉手当0.05月分相当額の一時金の支給について		
会議名	部局長会議	内容	連絡
区分	<input type="checkbox"/> 審議 <input type="checkbox"/> 協議 <input checked="" type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> その他		
説明者	田中理事	担当部署(内線)	総務部人事課 (内線: 5020)

## 背景・目的 (当該議題案件の背景・経緯, 理由・目的, 規定上の根拠等を記載)

今年度の人事院勧告により, 国は, 勤勉手当の支給割合を年間0.1月分引上げているところであるが, 本学においては, 財政状況を鑑み, 今年度は年間0.05月分引上げ, 来年度以降から国と同様の年間0.1月分引上げる給与規則の改正を行っている。(改正は, 平成30年1月1日に施行し, 改正前の規則で支給した勤勉手当と改正後の規則による勤勉手当との差額は既に支給済み)  
そのため, 今年度分の国との差0.05月分については, 予算の執行状況により, 財源の確保が可能であれば, 支給することとしていた。

## 現状・概要 (審議または報告・周知しようとする内容の要点を記載)

この度, 財源の確保が可能となったため, 3月1日に在職し上記の勤勉手当の差額(平成29年12月期分)が支給されている職員には, 平成29年12月期の勤勉手当0.05月分相当額を一時金として, 3月給与支給時に支給することとする。  
(支給方法等については, 別紙申合せのとおり)

## 今後の対応 (課題・対策・スケジュール・補足情報等を記載)

2月22日(木) : 経営協議会, 役員会 [支給決定]  
3月6日(火) : 部局長会議 [報告]  
3月20日(火) : 一時金支給

山口大学教職員組合はこれまで、年に1～2回、優良な映画を選定し組合員への鑑賞補助を行ってきました。この他、小串分会（医学部・附属病院）でも独自に鑑賞補助を行っています。今回は、上映期日も迫っていることから補助の対象とはしていませんが、ご紹介させていただきます。なお、下部にあります「特別割引券」を持参すれば、300円の割引となり、前売券と同額で鑑賞できますので是非ご利用ください。

### 映画『否定と肯定』のご案内

ナチスによる大量虐殺は真実か、虚構か。ホロコースト、信念の法廷が始まった。  
ユダヤ人歴史学者とホロコースト否定論者の前代未聞の対決を映画化！

**この裁判は、誰にとっても他人事ではない。公正中立な言論空間を作れるかは、あなたの知的誠実さにかかっている。～木村草太（憲法学者）**



ユダヤ人の歴史学者デボラ・E・リップシュタットは、イギリスの歴史家デイヴィッド・アーヴィングの“ホロコースト否定論”の主張を看過できず、自著「ホロコーストの真実」でそれを否定するのだが、アーヴィングに名誉毀損で提訴されるのだった・・・。

『否定と肯定』監督：ミック・ジャクソン（『ボディガード』）／原作：「否定と肯定 ホロコーストの真実をめぐる闘い」デボラ・E・リップシュタット著（ハーバーコリンズ・ジャパン）出演／レイチェル・ワイズ（『ナイロビの蜂』）、トム・ウィルキンソン（『フルモンティ』）、ティモシー・スポール（『ターナー、光に愛を求めて』）／2016年／イギリス・アメリカ／英語／上映時間＝110分

西京シネクラブ  
2018年3月例会

## 『否定と肯定』

**【特別割引券】本券が、割引券になります！**

\*会員外料金／一般＝前売券（電話予約可）1500円、当日券1800円  
本券を、当日、受付にお持ちいただければ、一般の当日券料金1800円を、前売券と同額の**1500円**に割引いたします。（5名様まで有効）

◆上映日時／2018年3月31日（土）

①10：30～ ②14：00～ ③19：00～

◆会場／山口県教育会館（山口市大手町） 上映時間＝110分

◎大学生（25歳以下）＝当日券のみ1000円／高校生（18歳以下）＝当日券のみ800円

西京シネクラブ TEL：083-928-2688/FAX：083-928-2689